

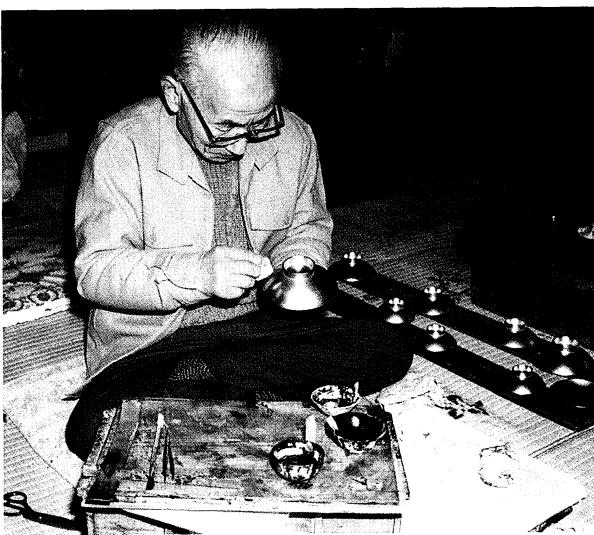
ふるさと探訪

県指定重要無形文化財（工芸技術）

消金地

会津における漆芸の歴史は古く、近世初頭、蒲生氏郷が会津入部の際に近江国（現在の滋賀県）から漆芸の技術者を移住させており、また、藩政期を通じ京などから漆芸技術の導入が盛んになされていた。

天明年間（一七八一～八八）に金の消粉（極めて細かい粉）を用いる消粉蒔絵の技法も伝えられていたが、会津ではこの技法を消金地と呼び、中



消金地認定保持者
かながわひできち
金川秀吉

住所 会津若松市大町一丁目2番42号

生年月日 明治42年2月13日



とそ
屠蘇器セット
保持者 金川秀吉氏

でも金無地に蒔きつめたものを消金地と呼んでいる。

この消金地の工程で肝心な点は、摺漆を適度な厚さで均一に行うこと、摺漆が最適になった状態を見極めて粉蒔きを行うことになり、特に熟練を要する高度な技術である。

消金地は、現在、会津以外ではほとんど行われず、会津の漆芸技術の特色を伝えた工芸史上貴重なものであり、芸術的にも価値が高い伝統技術といえる。

なお、「消金地」の伝統技術を高度に体得している漆芸技術者（無形文化財の保持者）として会津若松市に住む金川秀吉氏（八十二歳）が、平成三年三月二十二日付けをもって、消金地の指定とともに、認定された。